第四 宅地建物取引業免許事務等のOA事業

宅地建物取引業免許事務等処理シ ステム

平成 2 年 9 月運用開始 業者数 13万業者 取引主任者資格登録者数 82万人 取引主任者就業者数 28万人

(数値は、いずれも平成20年3月末現在の概数)

1. 宅地建物取引業免許事務等のシステム化

宅地建物取引業者に係る免許事務及び宅地建物取引主任者に係る資格登録事務等(以下「宅建免許等事務」という。)のシステム化によるオンライン全国一元管理は、建設省によって昭和62年度から検討が開始された。システム開発作業は昭和63年度及び平成元年度の二ヶ年で終了し、平成2年9月から建設省及び都道府県(以下「行政庁」という。)において宅地建物取引業免許事務等処理システム(以下「宅建システム」という。)の運用が開始された。同システムの管理、運営は行政庁からの業務委託を受けて当機構が当たることとなった。

宅建システムの完成により宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者(以下「宅建業者等」という。)に係る申請データの全国一元的な管理が実現し、宅建免許等事務の厳正かつ円滑な執行及び統計資料の迅速な作成に顕著な効果が得られた。

2. 第二次宅建システム開発

宅建免許等事務における宅建システムの利

用が定着するなかで、宅建業行政の的確かつ 効率的な遂行及び消費者保護の向上の観点か ら、審査業務の機械化等システムの機能充実 への要請が高まった。

これを受け、平成6年、建設省により「宅地建物取引業免許事務等処理システム第二次開発基本計画」が策定され、この計画に基づいて平成7年7月から平成12年9月まで約5年の歳月と約10億円の予算を投じて第二次宅建システムの開発が進められた。

第二次宅建システムの開発は行政庁からの 業務委託を受けて当機構が当たり、基本ソフトウェアは、経済性や操作の容易さを考慮し て当時最新のウインドウズNT4・0を選定 した。センターのサーバーは信頼性の高いU NIXサーバーを選定した。

開発に当たっては、システムの具体的内容を検討するため、都道府県宅建業法主管者協議会(現在の宅建業法主管者協議会の前身) 〇A部会のもとにシステム等検討委員会(構成メンバーは、建設省、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県及び福岡県、事務局は当機構)が設置された。

システム等検討委員会は、各都道府県の要望等をアンケート調査により把握したうえで、平成7年4月25日の第一回委員会から平成12年2月23日の第八回委員会までの8回にわたり業務の円滑かつ効率的な遂行の観点からシステムの仕様等について検討を重ねた。

このような経過で完成した第二次宅建システムは、平成12年10月から運用が開始された。なお、平成13年1月の中央省庁等再編に伴い建設省は廃止され、国土交通省が発足した

が、大臣免許事務は本省から新設された各地 方整備局並びに北海道開発局及び沖縄総合事 務局(以下「地方整備局等」という。) に移 管され、これらの機関にも宅建システムが導 入された。

3. 第二次宅建システムの概要

(1) 第二次宅建システムの構成等

第二次宅建システムにおいては、宅建業者 等に係るデータベースの再編成を行い検索機 能の充実等を図ったことにより、法定審査事 項の確実なチェックによる審査の厳正化及び 免許等事務と業者等指導事務の有機的な連携 が可能となった。

システムの構成は、センターのサーバーに 全国の宅建業者等のデータベースを格納する とともに、各行政庁のサーバーに所管宅建業 者等データベースを格納して運用する分散型 とした。

(2) 第二次宅建システムの特徴

第二次宅建システムの特徴は次のように要 約することができる。

1)業務処理の効率化

- ア 専任性に疑いがある取引主任者や免許 要件の欠格者等は、システムの警告表示 から詳細情報が検索できる。
- イ 免許期間満了業者や営業保証金未供託 業者の抽出が自動化され、抽出漏れが防 止できる。
- ウ 処分業者等の違反条項及び処分条項の 複数入力が可能となり、監督機能が強化 された。
- エ 業務の進捗状況が随時一覧画面で把握 でき、問い合わせ等への迅速な対応が可 能になった。
- オ マルチ・ウインドウにより、例えば更 新処理中に検索を行うことが可能になっ た。

- カ 検索対象として事務所所在地、個人名、 監督処分及び欠格者等のデータベースを 追加したことで、事務所所在地からの業 者名検索、主たる事務所か従たる事務所 かの検索、個人名から業者名、役職、営 業所所在地等の検索が可能になった。
- キ 機器操作上の疑問には、オンラインへルプ表示によりその都度端末画面に説明が表示されるので、担当者の負担が軽減された。
- ク 所管業者等の情報が、業務統計、業者 一覧、取引主任者証更新案内ラベル等の 帳票として行政庁側で随時出力可能になった。

2) 安全性の向上

第二次宅建システムは、システムの安全性を確保するためクローズ型の構成とし、外部からの侵入に対する安全対策として、①宅建システムネットワークへの侵入、②データベースへの侵入、③データベース操作を含めた端末への侵入のそれぞれについて三重のチェックを行うので、安全性が向上した。

3)システム運用の自動化、効率化

行政庁での端末トラブル等の原因調査や対策、システム改良時のプログラム配布等は、センターからのリモート操作による対応が可能になり、行政庁側の負担が軽減された。

4) 信頼性の向上等

第一次宅建システムがセンターに全国の宅 建業者等の登録情報に係るデータベースを格 納した汎用大型コンピューターを設置し、行 政庁の端末からデータベースにアクセスして 利用するいわば集中型の運用を行ったのに対 し、第二次宅建システムでは、全国の宅建業 者等の登録情報に係るデータベースを引き続 きセンターサーバーに蓄積するほか、各行政 庁のサーバーにも所管宅建業者等の登録情報 データベースを保持、蓄積させることとした。 これにより、一部の行政庁でシステム障害が発生した場合にも、センターや他行政庁等の業務には影響が及ばないこととなった。

また、所管宅建業者等に係る情報検索は、 大都市圏を除きおおむね自行政庁サーバーの データベースで処理できるため、処理速度の 向上と通信費用の節減が図られた。

なお、各行政庁においては、宅建業者等の 指導監督上必要な情報を自行政庁サーバーの データベースに蓄積できるが、こうした独自 情報は、他行政庁等に対しては非公開となる。

(3) 宅建システムの更新

1) 現行宅建システム開発の経緯

第二次宅建システムは、システム及び機器の劣化を見込み、リース期間満了の平成17年9月末までに更新する予定であったが、基本ソフトウェアのウインドウズNT4.0が平成14年6月末に販売終了となり、以後同一仕様端末の調達は不可能になった。

このため、その対策についてOA部会で検討を重ねた結果、基本ソフトウェアには平成16年6月に発売された最新のウインドウズ2003を、業務端末にはウインドウズXP仕様のパソコンを採用してシステムを更新することが決定した。

現行宅建システムは、この方針に基づき機構が行政庁の業務委託を受け平成16年度から開発に着手し、平成17年7月からの試験運用を経て、宅建センターは同年8月に、また行政庁等は同年9月にシステムを更新した。

システム更新により、データ処理速度の向上及びセンタ回線の見直し(フレームリレー二回線をIP-VPN一回線に統合)による経費節減が図られた。

2) システム関連図及び構成図

現行宅建システムの関連図及び構成図は、 図1.1及び図1.2並びに図2.1及び図2.2 (次ページ以下)のとおり。

3)端末設置状況

行政庁サーバー及び宅建専用業務端末は、 平成21年4月現在、行政庁並びに講習実施団 体等128組織に合計193台となっている(機構 分を除く。)。

これらの機器は、リース契約により22年9 月まで使用することとなっている。

4)通信回線

平成21年4月現在、宅建センターと北海道以下39道府県の宅建端末間のデータ通信には、専用回線としてNTTのINS1500二回線を、また、宅建センターと国土交通省(本省及び10地方整備局等)並びに茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、大阪及び徳島の8都府県の宅建端末間のデータ通信には、NTTのIP-VPN(アクセス回線は光5Mbps)一回線を使用している。

4 宅建業電子申請システム

(1) 電子申請システム開発の経緯

宅建免許等申請手続きについては、平成12 年度に策定された政府のe-Japan重点 計画等に基づき、平成15年度までに国への申 請手続きを電子化すること及び自治事務につ いては平成15年度までに申請手続きの電子化 に係る実施方策を示すことが課題となってい たが、宅建免許等事務は「自治事務」と「経 由事務」が混在していることや、都道府県の システム整備状況等の違いもあり、電子化計 画は具体化しなかった。

しかし、平成16年度OA部会において国土 交通省から「宅建業電子申請システム」開発 について提案があり、これをふまえて機構が 都道府県にアンケート調査を行ったところ、 「国及び都道府県による共同開発」を選択す る回答が多数を占めた。

この結果を受けて、平成17年度第1回OA 部会において国土交通省から「国土交通省汎 用受付システムのプログラム等を流用して宅 建業専用の電子申請システムを開発したい」 との提案が行われ、「この案に沿って予算要 求を行い、平成18年度に国及び都道府県が共 同でシステム開発を行う」ことが確認された。

(2) 電子化の目的

宅建業電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)は、宅建業免許及び取引主任者資格登録に係る申請事項に係る手続を電子的に可能とすることにより申請者の利便を図り、また宅建システムへデータを伝送することにより行政事務の効率化に寄与することを目的としている。

(3) システム構築方針等検討作業の経過

平成17年10月の第二回 O A 部会において 「電子申請システム構築に係る検討会等」の 設置が決定された。

この決定により設置された行政庁、業界団体等から成る「システム構築方針等検討会」 (構成メンバーは、国土交通省(本省及び関東地方整備局)及び都道府県代表(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)、業界団体(全宅連、全日、FRK、不動協、日住協)、申請代理業(日本行政書士会連合会)、事務局は当機構)において、同年11月から平成18年3月までの間に、申請情報等入力画面、認証方法(ID/PW、個人認証等)、添付ファイルの作成方法、利用率向上のための方策等について5回にわたり検討作業が行われ、システム構築の基本方針がとりまとめられた。

(4) システム開発作業の経過

電子申請システム開発費は、平成18年度予算において国費約1億円と都道府県費約2億円の合計約3億円余が計上された。

システム開発に当たっては、国土交通省に おいて業者選定及び基本設計等の発注が行わ れ、その成果を受けて機構が都道府県からの 業務委託により開発に当たった。

システム開発に際しては、平成18年10月から平成19年2月までの間、3回にわたり関係行政庁によるシステム運用方針等検討会(構成メンバーは、国土交通省(本省及び関東地方整備局)及び都道府県代表(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)、事務局は当機構)が開催され、電子申請システムの仕様、運用方法等についての検討作業が行われた。

電子申請対象手続は、当初、「国土交通省 行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」における宅建業法関係諸手続の うち、免許申請等手続ならびに取引主任者登 録申請等に関する15手続とされたが、検討の 結果、保証協会関係手続2手続を電子申請で は1本化することにより、対象手続は14手続 となった。

また、「電子申請システムの運用開始は、原則として全国一律に平成19年度から」とされたほか、併せて、「特段の事情により平成19年度から運用開始できない手続がある場合、各都道府県の判断により運用を開始しないこともやむを得ないが、他県に関係する手続(免許換、主任者登録移転、業務を行う場所の届出、経由事務)は、全国一律に運用を開始する」こととされた。

また、都道府県が対象手続を選択できる機能や都道府県独自の手数料に対応できる機能等が追加されたほか、申請書等に添付する事務所の写真ファイルは、行政庁が提供するワード等で作成したひな形ファイルに貼り付けて送信してもらうこととなった。

(5) システムの運用開始

電子申請システムは、手数料等電子納付に 係る調整、業界への広報、行政庁における体 制整備等を考慮し、届出件数等も勘案して、 業者名簿登載事項変更届等4手続については 平成19年9月3日から、業者免許申請等10手 続については平成19年11月1日から、それぞ れ運用を開始した。

運用開始に当たっては、電子申請システムの周知及び利用促進を図るため、国が作成したパンフレットの配布や各行政庁ホームページを利用した広報活動が行われた。

当機構においても、平成19年7月及び8月に7回に亘り行政庁担当者に対する説明会を開催し、システムの概要について周知を図ったほか、ホームページにおいてシステムの概要等についての情報提供に努めた。

第一次供用開始時の対象手続きは、

- 1)業者名簿登載事項の変更の届出
- 2)業務を行う場所の届出(いわゆる50条 2項の届出)
- 3)取引主任者の資格登録簿登録事項の変 更登録申請
- 4) 取引主任者の死亡等の届出

第二次供用開始時に追加された対象手続き は、

- 1) 宅建業の免許
- 2) 宅建業の更新免許
- 3) 宅建業の免許換
- 4) 免許証の書換交付申請
- 5) 免許証の再交付申請
- 6) 営業保証金供託済の届出
- 7) 廃業等の届出
- 8) 取引主任者の登録申請
- 9) 取引主任者の登録移転申請
- 10) 宅地建物取引業保証協会社員身分得喪 の報告等

(※ただし、行政庁により平成19年度から運用を開始しない手続がある。)

(6) システムの概要

電子申請システムは、大別すると、申請者 がインターネット経由で提出する申請等を受 け付け、手数料等電子納付情報の送受信等を 行う「受付システム」及び「受付システム」 に送信された申請データ等を宅建システムに より処理するための連携機能を提供する「連 携システム」及び手数料等電子納付に係るマ ルチ・ペイメント・ネットワーク並びにこれ らを結ぶ専用通信回線から成る。

電子申請を利用しようとする宅建業者等は、まずインターネットを利用してユーザー登録を行い、システムから交付されるIDとパスワードにより随時電子申請システムを利用して各種申請書の作成、保存及び申請書ファイル及び添付書類ファイルによる電子申請の提出を行うことができる。

電子申請が受理され、行政庁における審査 を経て決裁が行われると、申請者は、その後 の申請書作成時にはインターネットを利用し て自らの企業情報をダウンロードできるた め、変更分の入力作業のみで申請書等が作成 できる。

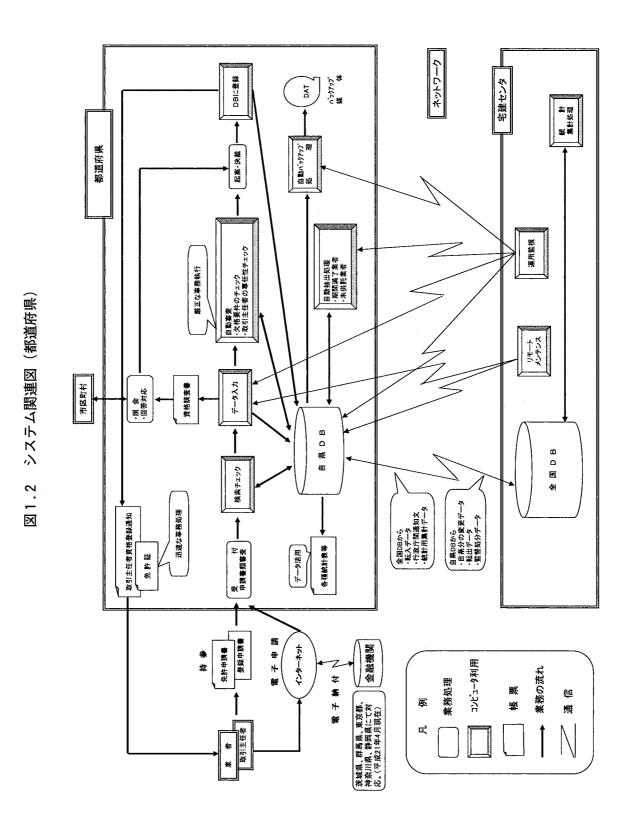
また、国、茨城県、群馬県、東京都、神奈 川県及び静岡県に対して電子申請を行う場合 は、登録免許税及び手数料の電子納付を行う ことができる。

なお、行政書士が代理申請を行う場合は、 利用者種別を「代理人」としてユーザー登録 を行うとともに、申請に当たっては電子署名 証明書及び委任状の添付が必要となる。

行政庁からの免許証や主任者証等は、従来 どおりの方法で申請者に交付される。 図1.1 システム関連図(地方整備局等)

ネットワーク 宅建センタ DBIC登録 統 計 集計処理 運用監視 地方整備局等 起案·決裁 ナーボーメンドンス 全国DBから ・転入データ ・国土交通省/行政庁間通知文・統計用集計データ 自動審査・ ・女格要件のチェック ・取引主任者の専任性チェック · 郑誾滿了業者 · 未供託業者 厳正な事務執行 国土交通省DB B 0 地方整備局等DB 業務開始及び 終了のパッチ処 理で反映 H 市区町村 資格調查書 データ入力 自DBから ・変更データ ・転出データ ・監督処分データ 申請内容確認 FD取込 自動パックアップ処理 各種統計表等 データ活用 DAT 検索チェック ユーザIDとパスワードの登 録及び申請者めの通知 迅速な事務処理 受 付 申請書類審查 申請者登録完了 申請者管理 免許証 複製の配布 申請添付書類 コンピュータ利用 業務の流れ 業務処理 脈 氜 電子熱付 金融機関 € 頰 啉 絥

98



99

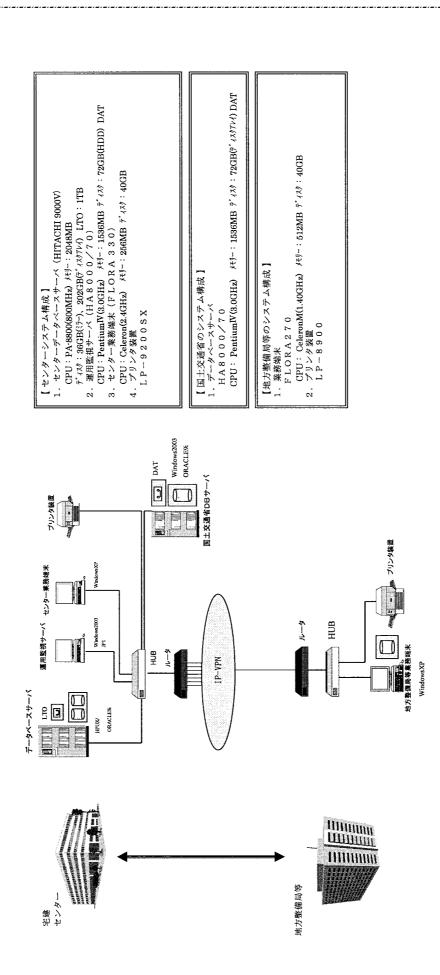
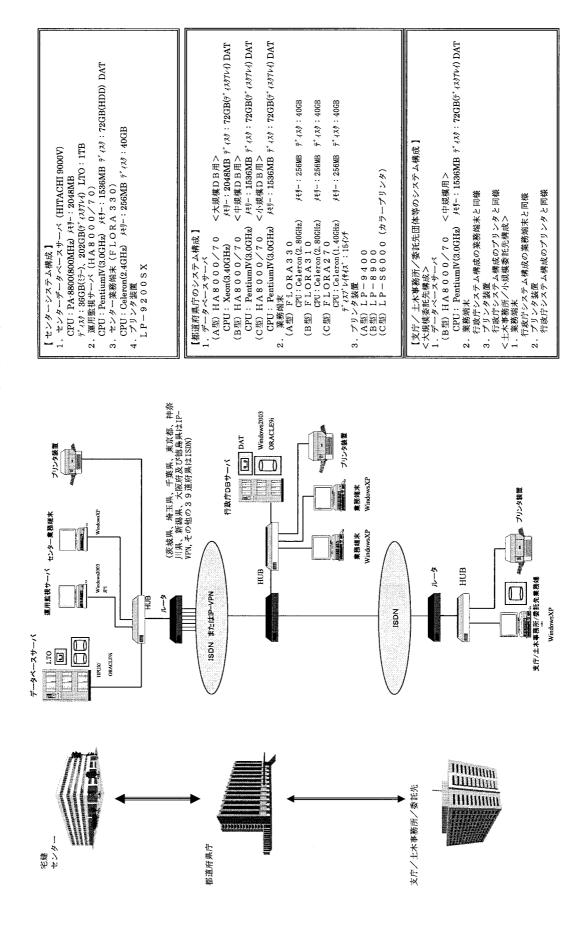


図 2.2 宅建システム構成図(都道府県)



5 宅建システム等の管理運営

宅建システム及び電子申請システム(以下「宅建システム等」という。)の管理運営は宅 建業法主管者協議会の取り決めにより当機構 が当たっている。

機構においては、行政庁、講習団体及び電子申請システム利用者からの各種の問い合わせやシステム障害の相談等に対応するほか、宅地建物取引業法等の改正や行政庁の要望に対応するためのシステム改良、行政庁担当者等を対象とした端末操作研修、端末の保守等を実施している。

6 宅建システム等の運用経費

宅建システム等の運用に要する経費は、宅 建業法主管者協議会OA部会における審議を 経て同協議会で承認された電算処理等経費及 び宅建端末装置等賃貸借経費から成る。

電算処理等経費は、機構が宅建システム等を管理運営するための経費であり、宅建センタ (横浜市)及び電子申請受付センタ (東京都千代田区)の運営委託先企業への委託費を含んでいる。

行政庁毎の負担額は、宅建業法主管者協議会の取り決めに基づき、毎年度、宅建センターの全国データベースに格納された宅建業者等に係るデータ量の行政庁別シェア率に基づき算出される。

宅建端末装置等賃貸借経費は、行政庁が使用する宅建システム端末等のリース料であり、原則として現行宅建システム導入時(平成17年10月)の月額単価がリース契約が満了する平成22年9月まで適用される。この間に増設された機器については、導入時期から平成22年9月までの期間に応じて別途計算された単価が適用されている。

7 その他の関連システム

(1) 大臣免許 F D 申請システム

宅地建物取引業の大臣免許申請については、宅地建物取引業法改正により平成13年3月31日からフロッピーディスクを用いた電子申請(以下「FD申請」という。)が可能になった。

これに伴い建設省においては平成12年度に FD申請システムを開発することとなり、当 機構が建設省からの業務委託を受けてシステ ム開発に当たった。

本システムは、免許申請書様式を電子化し、 免許申請等(新規、更新、変更届等)をフロッピーディスクにより行うことを可能とする ものである。

F D 申請は、次の申請手続きで利用可能である。

- ·新規免許申請
- · 更新免許申請
- · 業者名簿登載事項変更届出
- · 免許証書換交付申請
- · 免許証再交付申請
- ・廃業等届出事務

申請用フロッピーディスク作成ツールは、 国土交通省のホームページからダウンロード が可能である。

(2) 宅建業者閲覧システム

平成13年1月の大臣免許事務の地方整備局等移管に伴い、建設省において、申請書類等を保有することとなる本店(社)所在地管轄整備局以外の整備局等においても大臣免許業者の指導監督に必要な企業情報を共有できるようにするとともに、一般の閲覧希望者にも情報提供することを目的として、平成12年度に宅建業者閲覧システムが開発された。

本システムの開発には建設省からの業務委託を受けて当機構が当たり、平成12年12月に完成、平成13年1月から運用を開始した。

本システムは、業者情報を管理する閲覧サーバー及び各地方整備局等に設置された専用 閲覧端末並びにこれらを繋ぐ専用回線から構 成され、システムの運用には国土交通省から の業務委託を受けて当機構が当たった。

本システムは、平成20年6月から国土交通 省においてインターネットにより大臣免許業 者の情報が閲覧可能な新システムへの移行が 行われたことに伴い、同月末限り廃止された。

8 宅建業者及び取引主任者に関す る統計

宅建業者免許事務及び取引主任者登録事務 のシステム化により、各行政庁における業務 処理の結果が迅速に把握できるようになっ た。

機構においては、取引主任者登録事務に関する統計は平成5年度から、宅建業者免許事務に関する統計は平成7年度から、いずれも年度末現在で「宅建業者と取引主任者の統計概要」としてとりまとめている。

現時点で最新のデータは、平成20年3月31日現在の宅地建物取引業者と取引主任者に係る統計を宅建システムのデータベースから作成したものであり、宅建業者数及び取引主任者登録の推移は以下のとおりである。

比率 (%) は、四捨五入により小数点以下 第一位までの表示としている。

なお、データ入力や事務処理手続等の関係で、国土交通省の統計と若干相違することがあるが、機構としては行政庁における年度をまたいでの遡及入力等をこの統計に反映できるようにするなどシステム改良に努めている。

(1) 宅建業者数の推移

業者数は129,847業者になり、平成18年度末の130,276業者から429業者、0.3%減少した。 (以下平成18年度末の数は括弧書とする。) こ の統計を取り始めた平成7年度以降、業者数 は減少を続けている。〈グラフ1参照〉

宅建業の従事者数は542,108人になり、平成18年度末に比べ17,025人、3.2%の増加(525,083人で15,365人、3.0%の増加)となった。

従事者数は、平成8年度に一旦増加したものの、平成9年度以降減少を続けていたが、平成16年度からは増加に転じ、平成19年度も引き続きの増加となった。平均従事者数は4.2人(4.0人)である。〈グラフ2参照〉

(2) 宅建取引主任者登録の推移

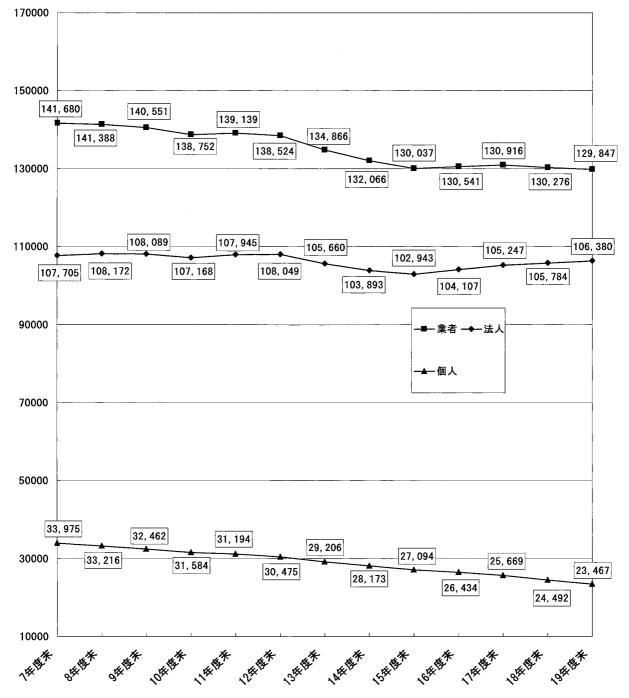
宅建取引主任者資格登録者数は821,447人になり、平成18年度末の793,701人から27,746人、3.5%の増加となった。

取引主任者証交付者数は469,166人(449,149人)になり、平成18年度末から20,017人、4.5%増加した。

取引主任者(就業者(取引主任者証交付を 受け、かつ、宅建業に従事している者)数) は、277,331人(268,246人)になり、平成18 年度末から9,085人、3.4%の増加となった。

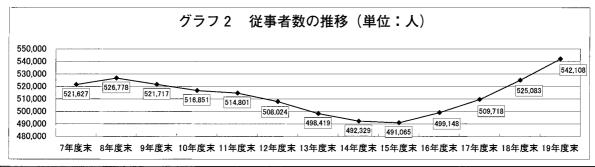
資格登録者数は、この統計を取り始めた平成5年度以来増加を続けている。取引主任者証交付者数は平成15年度から2年連続減少したものの、平成17年度からは増加に転じている。取引主任者(就業者)数は、ほぼ横這いの状態が続いていたが、平成19年度は平成16年度以降4年連続の増加となった。〈グラフ3参照〉

女性の比率は資格登録者数、取引主任者証 交付者数、就業者数とも年々増加しており、 取引主任者(就業者)数でみると21.2%であ り、平成5年度末からの14年間で3.8ポイント 高くなった。〈グラフ4参照〉

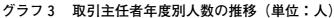


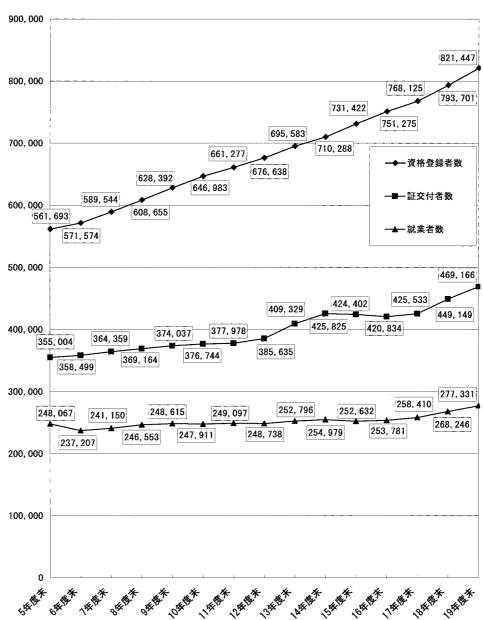
グラフ1 宅地建物取引業者数の推移(単位:業者)

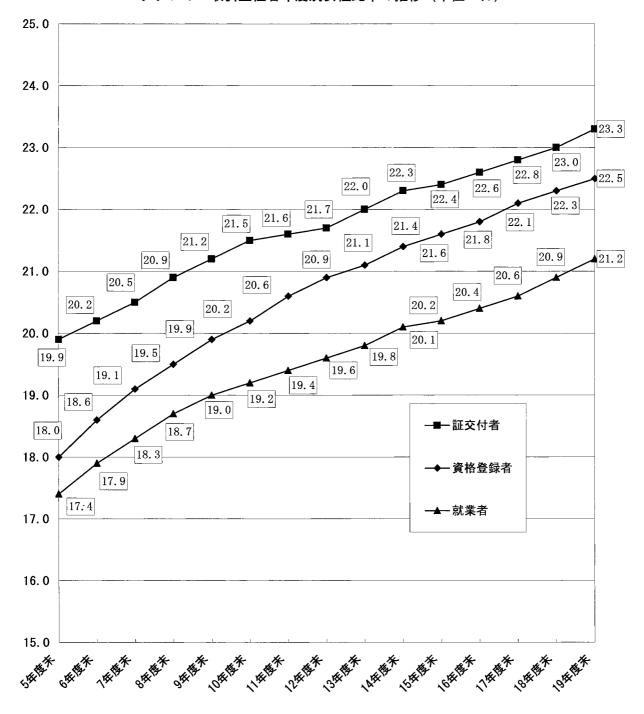
注 第二次宅建システムの改良により、年度を跨いでの遡及入力等を反映できるようになったため、18年度末の数は昨年刊行した統計資料の数と一致しない場合がある。



	7年度末	8年度末	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末
従事者数	521, 627	526, 778	521, 717	516, 851	514, 801	508, 024	498, 419	492, 329	491,065	499, 148	509, 718	525, 083	542, 108
増減数		5, 151	-5, 061	-4,866	-2, 050	-6, 777	-9,605	-6, 090	-1, 264	8, 083	10, 570	15, 365	17, 025
増減率%		1. 0	-1.0	-0.9	-0.4	-1.3	-1.9	-1.2	-0.3	1.6	2. 1	3. 0	3. 2







グラフ4 取引主任者年度別女性比率の推移(単位:%)

9 今後の課題

現行宅建システムの機器類は、耐用年数や機能劣化を想定し5年間のリース契約により供用されており、平成22年9月に更新期を迎える。

また、現行宅建システムの基本ソフトであるウインドウズ2003及び業務端末のウインドウズXPは、近く販売が終了する見通しであり、今後とも宅建システムの円滑な運用を確保するためには、ウインドウズ2003に代わる新たな基本ソフトを選定してシステム更新を行う必要が生じる。

このような状況をふまえ、機構では、平成22年10月以降も円滑に宅建システムを運用できるよう、OA部会の承認を得て平成20年度から次期宅建システムの調査に着手するとともに、平成21年度予算において次期宅建システム開発経費を確保していただくよう宅建業法主管者協議会OA部会事務局として行政庁に依頼したところである。

なお、次期宅建システム開発については、 引き続きOA部会における検討結果に従い対 処していくこととなる見込みである。